

函館市教育振興審議会運営要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第 1 条, 第 2 条 (略)</p> <p>(専門部会の組織)</p> <p>第 3 条 点検評価部会は, 委員 <u>10</u> 人以内, 学校再編部会は, 委員 <u>25</u> 人以内をもって組織する。</p> <p>(学校再編部会)</p> <p>第 4 条 <u>学校再編部会は, 調査審議の内容に応じて小委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 小委員会は, 委員 10 名以内で組織する。</u></p> <p><u>3 小委員会に属すべき委員は, 部会長が指名する。</u></p> <p><u>4 小委員会に委員長 1 人を置き, 当該小委員会に属する委員のうちから, 部会長が指名する。</u></p> <p><u>5 委員長は, 当該小委員会の事務を総理する。</u></p> <p><u>6 委員長に事故があるときは, 部会長があらかじめ指名する委員が, その職務を代理する。</u></p> <p><u>7 小委員会は, 委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>8 条例第 6 条の規定は, 小委員会の会議について準用する。この場合において, 条例第 6 条第 1 項中「会長」とあるのは, 「委員長」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9 委員長は必要に応じ, 調査審議に係る函館市立学校の学校運営協議会に関する規則 (平成 28 年函館市教育委員会規則第 6 号) の規定により設置する学校運営協議会の委員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。</u></p> <p><u>10 小委員会は必要に応じ, 調査審議に係る通学区域および学校施設等について現地調査を実施することができる。</u></p> <p>(庶務)</p>	<p>第 1 条, 第 2 条 (略)</p> <p>(専門部会の組織)</p> <p>第 3 条 点検評価部会は, 委員 <u>9</u> 人以内, 学校再編部会は, 委員 <u>6</u> 人以内をもって組織する。</p> <p>(学校再編部会)</p> <p>第 4 条 <u>(第 1 項～第 8 項削除)</u></p> <p><u>学校再編部会は必要に応じ, 調査審議に係る函館市立学校の学校運営協議会に関する規則 (平成 28 年函館市教育委員会規則第 6 号) の規定により設置する学校運営協議会の委員および保護者ならびに地域住民を代表する者等から意見を求める意見聴取会を開催することができる。</u></p> <p><u>2 学校再編部会は必要に応じ, 調査審議に係る通学区域および学校施設等について現地調査を実施することができる。</u></p> <p>(庶務)</p>

<p>第5条, 第6条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は, 平成30年7月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は, 令和元年6月21日から施行する。</p>	<p>第5条, 第6条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は, 平成30年7月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱は, 令和元年6月21日から施行する。</p> <p>3 この要綱は, 令和元年12月 日から施行する。</p>
---	--